

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

香川労働局

2024年11月20日

労働時間等に関する数値目標

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の方針。2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱。施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ。（令和2年5月29日閣議決定）

数値目標	前回大綱時の目標	現状	目標値（2025年）
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業（2020年）	65.4%（2023年）	全ての企業
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5%（2020年）	5.0%（2023年）	5%
年次有給休暇取得率	70%（2020年）	62.1%（2022年）	70%

【数値目標（抜粋）】

過労死等の防止のための対策に関する大綱

（令和6年8月2日閣議決定により改訂）

数値目標	前回大綱時の目標	現状	目標値
週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合 割合の高い業種を重点に推進	同じ （2025年まで）	8.4%（2023年）	5%以下 （2028年まで）
勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合	同じ （2025年まで）	19.2%（2023年）	5%未満 （2028年まで）
勤務間インターバル制度の導入企業割合	同じ （2025年まで）	6.0%（2023年）	15%以上 （2028年まで）
年次有給休暇取得率	同じ （2025年まで）	62.1%（2022年）	70%以上 （2028年まで）

【数値目標（抜粋）】

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

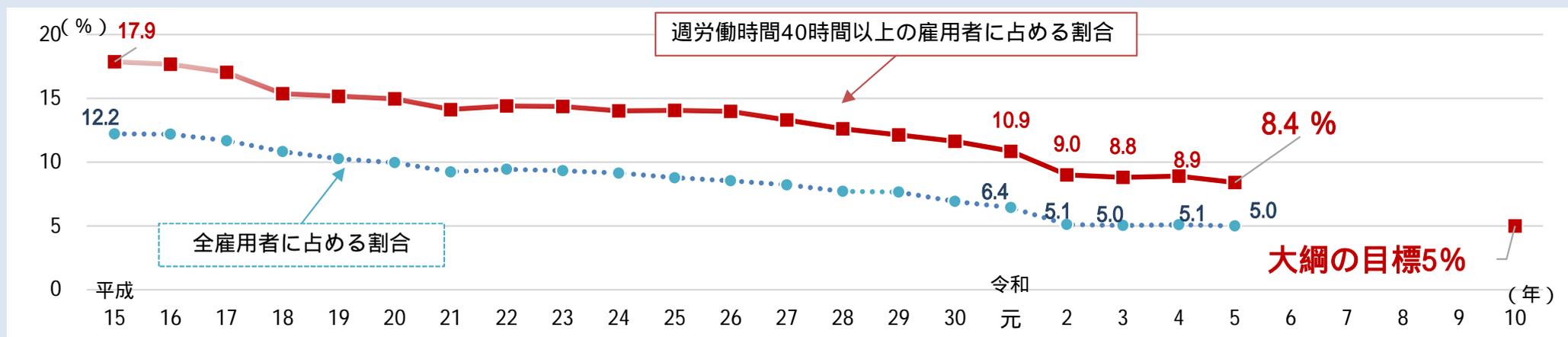
1 労働時間等の状況（労働時間の状況）

週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、60時間以上の雇用者の割合は減少傾向。令和5年は令和4年から0.5ポイント減少し、8.4%。

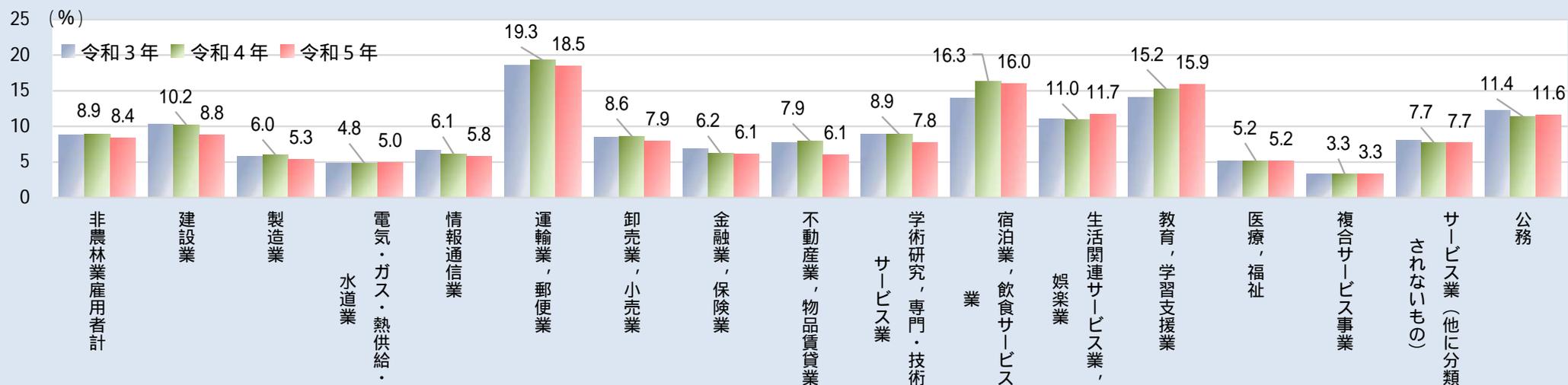
業種別に令和5年の状況をみると、一部に前年より増加している業種もあるが、多くの業種では横ばい又は減少。

前年より増加している業種：「電気・ガス・熱供給・水道業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「公務」

週労働時間60時間以上の雇用者の割合



（業種別：令和3年～令和5年）



（資料出所）総務省「労働力調査」（平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）をもとに作成

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

1 労働時間等の状況（勤務間インターバル制度及び年休の状況）

勤務間インターバル制度について、制度を知らない企業割合が増加した一方、制度の導入企業割合は継続的に増加（令和5年：6.0%）。

年次有給休暇の取得率は、8年連続で増加（令和4年：62.1%）。

国家公務員、地方公務員の年次（有給）休暇の平均取得日数は、本府省や指定都市・市区町村で前年より増加。

勤務間インターバル制度

（「制度を知らない」と回答する企業割合の推移）



（制度の導入企業割合の推移）



（資料出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに作成
「勤務間インターバル制度」は、終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度。
1月1日現在の状況について調査を行っている。

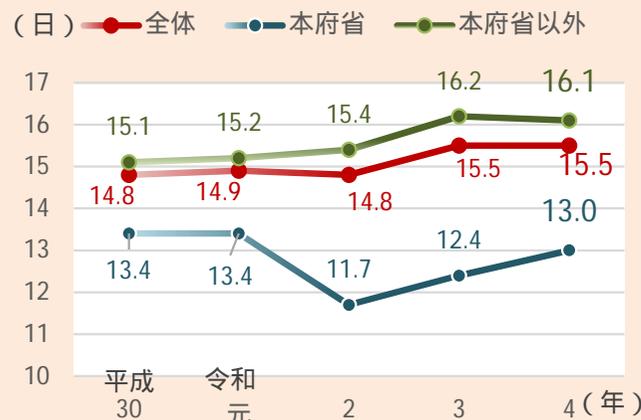
年次有給休暇

（年次有給休暇の取得率の推移）



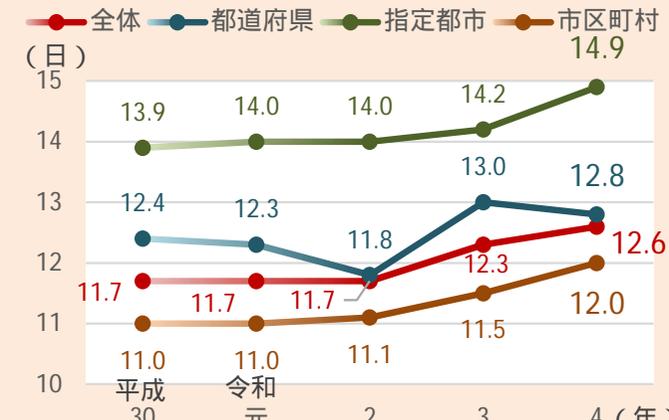
（資料出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに作成
各調査対象年1年間の状況を示している（企業が会計年度で管理している場合、前会計年度の状況を示している）。
平成31年4月から令和5年の年次有給休暇の時季指定を事業主に義務付け。

（国家公務員の年次休暇の平均使用日数）



（資料出所）各年の人事院「国家公務員給与等実態調査」をもとに作成

（地方公務員の年次有給休暇の平均取得日数）



（資料出所）各年度の総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに作成

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

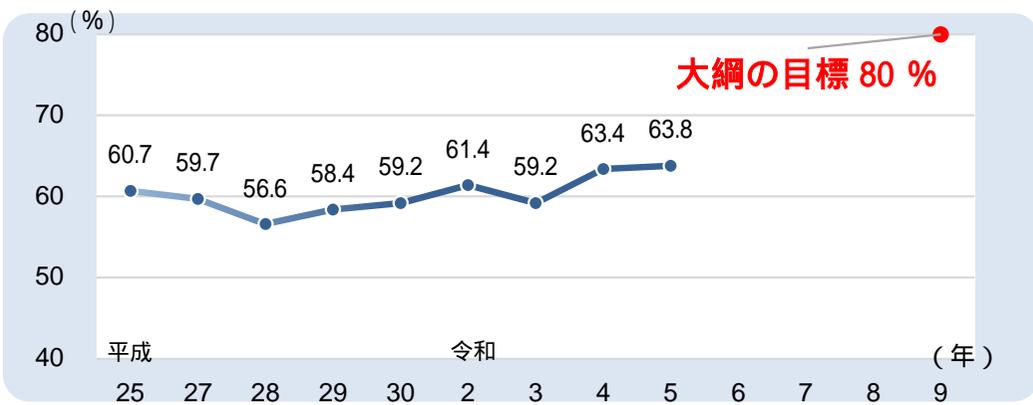
2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、60%前後の水準で推移（令和5年：63.8%）。

労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合は、令和5年が34.6%。

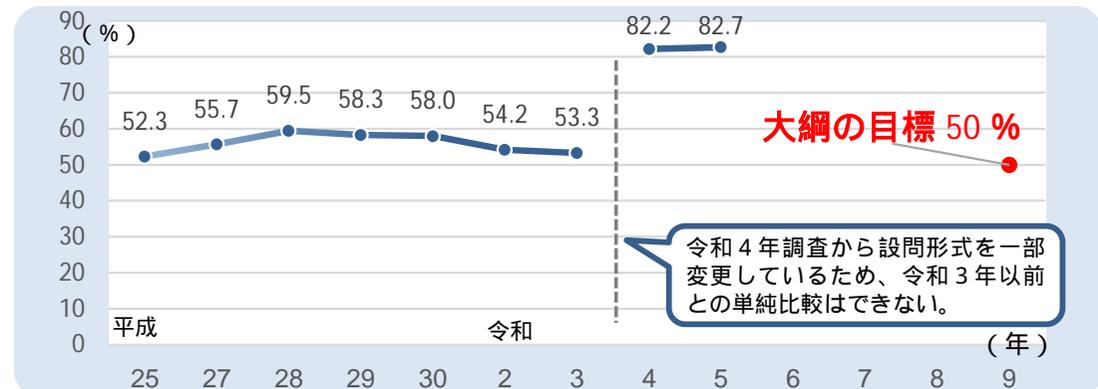
仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合は、令和5年が82.7%。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合



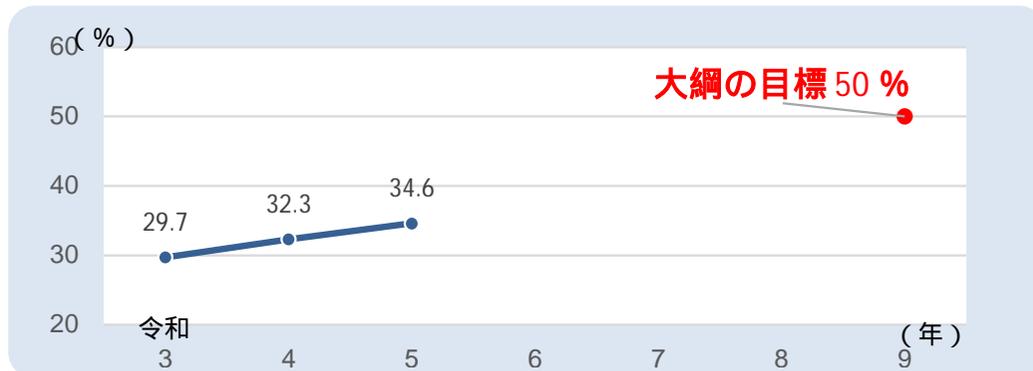
（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合



（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合



（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者割合



（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成 4

過労死等の現状

労災支給決定（認定）件数について、

- ・脳・心臓疾患は、前年度より増加し、4年ぶりに200件を超えた（令和5年度：216件）。死亡件数も前年度より増加（同58件）。
- ・精神障害は、令和元年度以降、増加傾向（令和5年度：883件）。自殺（未遂を含む）件数は4年ぶりに増加（同79件）。

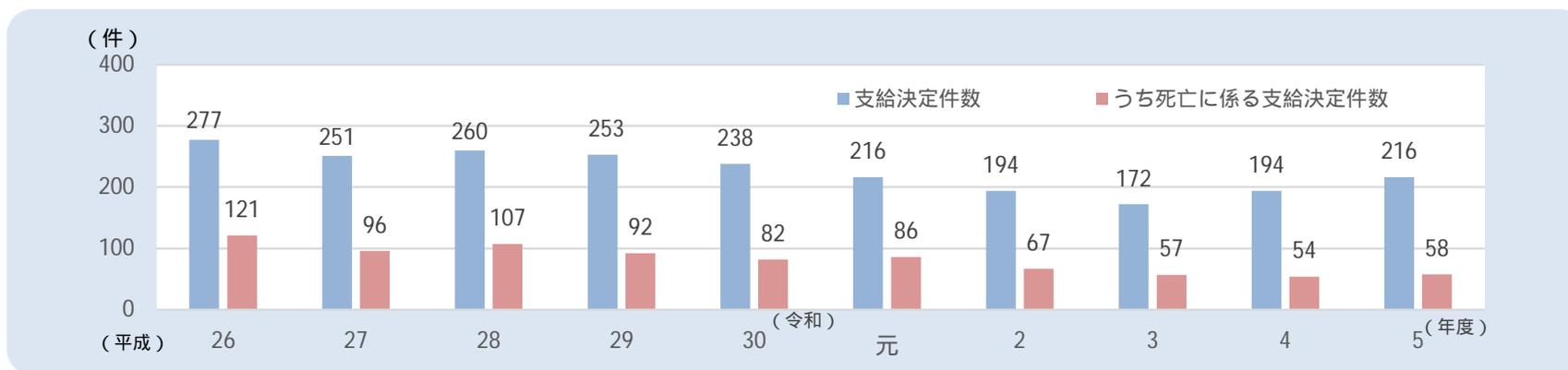
（参考）100万人当たりの認定件数（推計）（すべて令和5年度の数値を使用）

脳・心臓疾患：民間3.7件 国家公務員6.6件 地方公務員3.9件 精神障害：民間15.2件 国家公務員13.1件 地方公務員26.8件

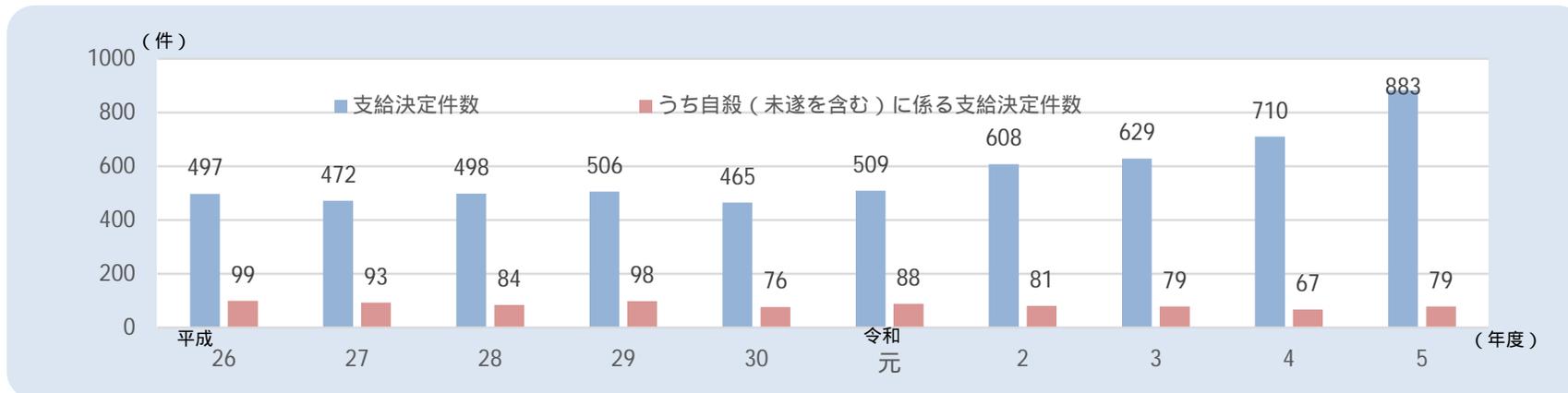
「民間」は総務省「労働力調査」、「国家公務員」は内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」等、「地方公務員」は総務省「地方公務員給与実態調査」等をそれぞれ用いて推計

民間雇用労働者の労災補償の状況

脳・心臓疾患の支給決定（認定）件数



精神障害の支給決定（認定）件数



（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和5年度：香川労働局)

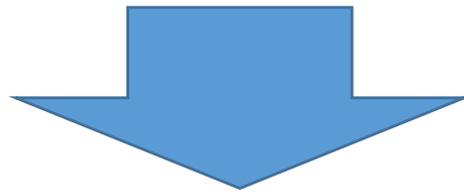
1 令和5年4月から令和6年3月までの監督指導結果

監督指導の実施事業場：	245 事業場
主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]	
違法な時間外労働があったもの：	123 事業場 (50.2%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80 時間を超えるもの：	53 事業場 (43.1%)
うち、月100 時間を超えるもの：	29 事業場 (23.6%)
うち、月150 時間を超えるもの：	5 事業場 (4.1%)
賃金不払残業があったもの：	17 事業場 (6.9%)
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：	44 事業場 (18.0%)
主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]	
過重労働による健康障害防止措置が	
不十分なため改善を指導したもの：	102 事業場 (60.8%)
労働時間の把握が不適正なため指導したもの：	26 事業場 (41.6%)

2 時間外・休日労働時間が最長の者の実績 (労働時間違反事業場に限る)

監督指導 実施事業 場数	労働時間 違反事業 場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
245	123	70	53	29	5	0

働き過ぎをなくすという課題は、使用者（経営者）の取組はもとより、労働者の協力のほか、取引先事業主や消費者・発注者である県民一人ひとりが、「商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがある」ことを理解していただく必要



全員参加による
働きすぎのない社会の実現を目指す

香川働き方改革共同宣言

香川働き方改革推進会議を開催（2023年10月19日）

全員参加による働き過ぎのない香川県を目指して
「香川働き方改革共同宣言」を実施

取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう、**産業界における商慣行の見直し**や**県民の協力**などを促していくことを確認



香川働き方改革共同宣言の様子
(労使団体のトップ、香川県知事らが宣言)



特設ページを通じて周知啓発

厚生労働省特設サイト「はたらきかたススめ」の内容をより強力に周知するため、香川労働局独自の特設ページを新設し、様々なコンテンツを周知（2023年7月～）



県内地方公共団体の広報誌に掲載依頼【5市町で掲載】

香川労働局 独自リーフレット

トラック運転手の荷待ち時間の解消が必要で、～2024年に向け、ガイドラインに基づき物流を適正化・効率化しましょう～

我が国の物流は、2024年度には約14%もの輸送能力不足が生じる可能性があるといわれる「2024年問題」に直面しています。トラック運転手は、労働時間が長く、長時間労働の不安定な仕事、長時間の運転時間、荷待ち時間が長く、荷主が率先して取り組まなければ解決が難しい課題が多くあります。関係ガイドラインを参照し、荷主事業者として率先して、物流事業者と協力して物流の適正化と生産性向上を図ってください。電話やコンタクトセンター訪問の相談窓口もあります。

1. 物流の適正化・生産性向上に向け荷主事業者・物流事業者の課題に関するガイドライン

【物流の2024年問題】への対応を定めたことなどを目的として、2023年6月、経済産業省、厚生労働省、国土交通省の連名で、荷主事業者・荷主事業者・物流事業者が率先に取り組むべき事項をまとめたガイドラインが策定されました。荷待ちや荷役作業の待機を2時間以内（さらには1時間以内）に短縮すること、物流への負担となる悪慣行の禁止、運賃契約の適正化について定めています。

2. 荷主と物流事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

荷主とトラック運送事業者が協力しながらトラックドライバーの労働時間を短縮するポイントや留意点、対応の観点や不慣習をまとめたガイドラインが策定されています。分別計測（適正指標）もあっています。荷待ちや荷役作業の待機を2時間以内（さらには1時間以内）に短縮すること、物流への負担となる悪慣行の禁止、運賃契約の適正化を改善しましょう。

3. ガイドライン2の改善（取引環境と長時間労働の改善に向けた対応）



建設工事を発注する企業等の皆様へ
労働時間規制を踏まえた余裕のある工期設定をお願いします

2018年に公布された働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、①2023年4月から残業の割増賃金の引上げ、②2024年4月から時間外労働の上限規制が原則付で適用されます。建設業は、他の業種に比べて残業が多く、従来、長短事業者が発注する工事等においては、著しく短い工期で発注するものも一部にみられていましたが、こうした短い工期での建設工事の発注は、費用が増大し、または実施が困難となります。建設業も他業種同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正するための本改正について、発注事業者の経営トップ自らが認識し、本改正の円滑な施行のための社内各関係部署へ周知をお願いします。

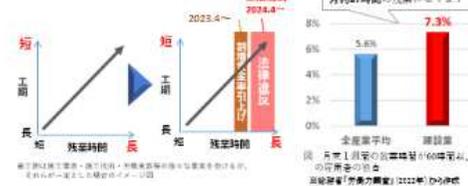
改正のポイント1 長時間労働のコストが増加しました

※他の業種と同様		1か月の時間外労働	
		60時間以下	60時間超
2023年（令和5年）4月1日から	中小企業での月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました	2.5%	5.0%
		2.5%	2.5→5.0%

改正のポイント2 上限時間を超える場合、それ以上働かせません

2024年（令和6年）4月1日から ※他の業種と同様
建設業も、他業種と同様、時間外労働は原則月45時間、年360時間となります。強制的な特別の事情（36協定の特別事項）があっても、次の上限を超えるものは禁止となります。【注】発注者の負担・発注の事情については別添付（別添付事項）
①1か月の時間外労働 720時間以内
②1か月の時間外労働と休日労働の合計 月平均80時間以内
③複数月の時間外労働と休日労働の合計 月平均80時間以内
④時間外労働が月45時間を超えるのは、年6回まで

【イメージ図】工期と長時間労働の関係



事業者の皆様へ
取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？
～残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まりました～

事業者は、取引先事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引先配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業者は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を踏まえて労働者に仕事をさせることができません。長時間労働につながる取引慣行があれば、見直しましょう。

他の事業者との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。（労働時間等見直しガイドライン（平成20年厚生労働省告示第108号）2（4））



事業者の皆様は、他の事業者との取引を行うに当たって、次のような取割が行われるよう企業内に周知しましょう。
①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
②発注内容の頻繁な変更を抑制すること
③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること
（労働時間等見直しガイドライン（平成20年厚生労働省告示第108号）2（4））

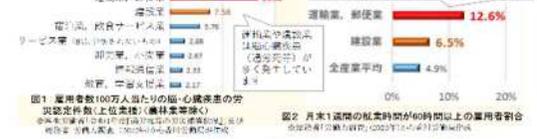
さらに2024年4月からは・・・

残業が多い建設業、自動車運転者、医師についても、働く人の命と健康を守るため、5年間の検討を経て、2024年4月から、時間外労働の上限規制が開始されました。取引先が長時間労働に陥らないよう準備はできていますか？



消費者など一般市民のみならず一人ひとりに
働き方改革のため消費者等一人ひとりの協力が必要です！
～残業の多いドライバー・建設業・医師も残業規制が始まりました～

建設業や運輸業は、私たちの暮らしに欠かせない存在ですが、他の業種に比べて、残業が多く、働く人の健康を守るため、働き方改革が急務です。



2024年4月から、建設業で働く人、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師も、他の業種と同じように、残業時間の上限規制が適用されました。「はたらきかたススめ」プロジェクトでは、消費者など一人一人が、荷物の再配達を減らすなど、ご協力をお願いします。リフトをチェックして、自らアクション。是非、他の人にも情報をシェアしてください！

国民の皆様へ「はたらきかたススめ」(労務時間特設サイト)

【公式X (@Twitter)】 @MI.LI.CAWIE
【公式Facebook】 #働き方改革

サイト掲載情報例

わたしなら1
宅配便を1回で
うけとれるように
発注や受け取りの際は
ご協力ください！

わたしなら2
工事依頼の
スケジュールにご配慮を
お願いします！

取引先事業主に対する要請

物流を支える環境整備の推進

要請相手方：荷主等事業主 等

要請者：

四国各4労働局長、四国運輸局長
公正取引委員会四国支所長

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所長



文書を公表し
広く周知

(2024年9月)

長時間の荷待ち等防止

要請相手方：荷主事業主 等

要請者：香川労働局長

香労発基 1010 第 9 号
令和 5 年 10 月 10 日

荷主事業主各位

香川労働局長
(公印省略)

トラック運転者の荷待ち時間の解消等の推進について（要請）

平素より労働行政の運営について、格別の御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正により、同法に基づく上限時間を超える長時間労働が禁止になるなど、労働時間や拘束時間等に関する改正規定が令和6年4月1日から適用されます。

今後、荷の配送を依頼しようとしてもこれらの上限時間を超える場合はそれができなくなるだけでなく、なによりも道路貨物運送業は他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、過労死に係る脳・心臓疾患の労災認定事案の発生が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正を積極的に進める必要があります。

トラック運転者の長時間労働の要因の中には、長時間の荷待ちなど個々の運送業の事業主だけでは改善することが困難な部分もあり、発着荷主の能動的な対応が必要不可欠となっております。

また、改正貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運転者の労働条件の改善や運転手不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる「標準的な運賃」が国土交通大臣により告示されています。

つきましては、貴社におかれましては、この趣旨をご理解いただき、発荷主及び着荷主の立場から下記事項について実施いただくようお願いいたします。

記

- 1 経営トップが改正の趣旨・概要を認識すること。
- 2 経営トップから、次の事項を含め、物流管理統括者を選定し、荷待ちや荷役作業に係る時間の把握を行い、関係ガイドラインに基づく取組みを進めるよう、必要な方針表明や指示を行うこと。
(1) 長時間の荷待ちを発生させないように取り組むこと。



(2023年10月)

取引先事業主に対する要請

建設工事従事者の長時間労働防止

要請相手方:

建設工事を多く発注する業種の県内のリーディングカンパニー7社(不動産開発業者、インフラ関係業者等) 等

要請者:

香川労働局長、四国地方整備局長



要請実施の様子(2024年8月6日)

自動車運転者の長時間労働防止

要請相手方:

旅行業者を会員等とする県下の3団体

要請者:香川労働局長、香川運輸支局長

別途、香川県教育委員会等に対し、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校への周知も要請



要請実施の様子(2024年9月13日)

診療時間内の受診の働きかけ

診療時間外に緊急性のない患者の受診が多くなっている病院等とともに、地域住民に対し、スーパーマーケットで診療時間内の受診協力と救急電話相談の活用を呼びかけ

主催：小豆島中央病院、小豆島町、土庄町、香川県、香川労働局



ビラ配りの様子(2024年11月5日)

取引先事業主に対する説明会

荷主企業向け説明会

関係省庁共同で、物流の「2024年問題」に関する説明会を開催(2024年2月28日)

荷主企業等向け

物流の「2024年問題」に関する説明会

物流分野では、担い手不足等の様々な課題があり、本年4月から、トラックドライバーの長時間労働の改善のため、年間の拘束時間をこれまでの3,516時間から最大でも3,400時間とする規制等が始まります。一方、ドライバー1人当たりの労働時間が短くなり、何も対策を講じないと、2024年度には14%もの輸送力不足が懸念される「2024年問題」に直面しています。

本説明会では、荷主企業が、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない状況について理解を深め、適切な危機感の下、具体的な対策を行えるよう、荷主企業に求められる取組や支援策などを各関係行政機関から紹介いたします。

1.開催日時 令和6年2月28日(水) 14:00~16:00

2.開催場所 高松サポート合同庁舎 南101大会議室

3.対象者 荷主となる企業(行政機関や金融機関など御興味ある他の事業主等も参加可能です)

4.説明内容(予定)
・改正労働基準法等のポイントについて
・物流の2024年問題への対応について等
(荷主企業に求められる取組、行政による支援策等)
※各行政機関から説明を行います

5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
<https://www.roudoukyoku-satsumekaimhlw.go.jp/>
の「香川労働局」を選択してお申込みください。



【申込〆切】2月25日(日) ※定員(約90名)に達した場合、締め切ることがあります

※お車の場合、サポート高松地下駐車場など付近の有料駐車場をご利用ください。無料の駐車場はありません。

※庁舎1階の総合受付での入館手続きは不要です。本説明会場の受付に直接お越しください。
※受付を当日13:30から開始します。受付で身分証明書を提示いただくことがあります。
※お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、参加の可否確認等、申込者への連絡を行う場合に限り利用いたします。企業情報は今後の周知等施策の参考にいたします。

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918

※お問い合わせの内容によっては、受付サイトの運営委託先を御案内する場合があります



公共工事担当者向け説明会

関係省庁共同で、「公共工事担当者向け説明会」を開催(2024年2月9日)

公共工事発注担当者向け

時間外労働の上限規制適用に伴う対応に関する説明会

改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が、本年4月から建設業においても始まります。

改正法の適用後において、建設事業者が公共工事において法を遵守できる条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなったり、入札が不調・不落到に終わったりすることも懸念されます。

本説明会では、改正法の適用に伴い、発注者の立場としてどのような具体的な対応を行うべきか、市町村等の公共工事発注機関において検討する際の参考として、国発注工事の取組等を紹介します。

1.開催日時 ①令和6年2月9日(金) 10:00~12:00
②令和6年2月9日(金) 13:30~15:30

※2回とも同じ内容です。ご都合の良い日時を申込みください。

2.対象者 市町村の公共工事発注担当部署の職員の方
※公営企業等の方も参加可能です。

3.説明内容(予定)
・改正労働基準法について
・公共発注工事における国の取組について等
※労働局と整備局の各関係部署から説明を行います

4.開催形式 Microsoft Teams (Teamsは無料で使用可)

5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
<https://www.roudoukyoku-satsumekaimhlw.go.jp/>
の「香川労働局」を選択してお申込みください。



【申込〆切】2月7日(水)

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918

※お問い合わせの内容によっては、受付サイトの運営委託先を御案内する場合があります

その他の取組

ベストプラクティス企業

毎年、各都道府県労働局長が長時間労働の削減等に積極的な企業を訪問
取組事例をHPなどで紹介

2023年11月、香川労働局長は、荷主としてトラック運転者の労働時間削減等に積極的な企業を訪問



2023年11月23日 帝国製薬（株）での見学の様子

労使団体等に対する長時間労働防止等要請

労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要であります。(要請書抜粋)



2024年10月31日 連合香川会長への要請の様子